

改正案

現行

<p>第一章～第四章（略） 第五章 地上基幹放送局の運用（<u>第三百二十八条—第三百二十九条の二</u>） 第六章～第十章（略）</p>	<p>第一章～第四章（同上） 第五章 放送局の運用（<u>第三百二十八条—第三百二十九条の二</u>） 第六章～第十章（同上）</p>
<p>（放送試験局等に適用する規定） 第二条の三 <u>地上基幹放送試験局、衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局</u>には、<u>地上基幹放送局</u>に関するこの規則の規定を適用する。</p>	<p>（放送試験局等に適用する規定） 第二条の三 <u>放送試験局、放送衛星局及び放送試験衛星局</u>には、<u>放送局</u>に関するこの規則の規定を適用する。</p>
<p>（呼出符号等の放送） 第三百二十八条 <u>地上基幹放送局</u>は、放送の開始及び終了に際しては、<u>自局の呼出符号又は呼出名称（国際放送を行う地上基幹放送局にあつては、周波数及び送信方向を、テレビジョン放送を行う地上基幹放送局にあつては、呼出符号又は呼出名称を表す文字による視覚の手段を併せて）</u>を放送しなければならない。ただし、これを放送することが困難であるか又は不合理である<u>地上基幹放送局</u>であつて、別に告示するものについては、この限りでない。</p>	<p>（呼出符号等の放送） 第三百二十八条 <u>放送局</u>は、放送の開始及び終了に際しては、<u>自局の呼出符号又は呼出名称（国際放送を行う放送局にあつては、周波数及び送信方向を、テレビジョン放送を行う放送局にあつては、呼出符号又は呼出名称を表す文字による視覚の手段を併せて）</u>を放送しなければならない。ただし、これを放送することが困難であるか又は不合理である<u>放送局</u>であつて、別に告示するものについては、この限りでない。</p>
<p>2 <u>地上基幹放送局</u>は、放送している時間中は、毎時一回以上自局の呼出符号又は呼出名称（国際放送を行う地上基幹放送局にあつては、周波数及び送信方向を、テレビジョン放送を行う地上基幹放送局にあつては、呼出符号又は呼出名称を表す文字による視覚の手段を併せて）を放送しなければならない。ただし、前項ただし書に規定する地上基幹放送局の場合又は放送の効果を妨げるおそれがある場合は、この限りでない。</p>	<p>2 <u>放送局</u>は、放送している時間中は、毎時一回以上自局の呼出符号又は呼出名称（国際放送を行う放送局にあつては、周波数及び送信方向を、テレビジョン放送を行う放送局にあつては、呼出符号又は呼出名称を表す文字による視覚の手段を併せて）を放送しなければならない。ただし、前項ただし書に規定する放送局の場合又は放送の効果を妨げるおそれがある場合は、この限りでない。</p>
<p>3 前項の場合において地上基幹放送局は、国際放送を行う場合を</p>	<p>3 前項の場合において放送局は、国際放送を行う場合を除くほか</p>

除くほか、自局であることを容易に識別することができる方法をもつて自局の呼出符号又は呼出名称に代えることができる。

(緊急警報信号の使用)

第三百三十八条の二 地上基幹放送局は、次の表の上欄に掲げる場合において、災害の発生の予防又は被害の軽減に役立つようにするため必要があると認めるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる緊急警報信号を前置して放送することができる。

表 (略)

- 2 地上基幹放送局は、前項に規定する緊急警報信号を前置して放送したときは、速やかに終了信号を送らなければならない。
- 3 (略)

(地域符号の使用区分)

第三百三十八条の三 緊急警報信号に使用する地域符号(緊急警報信号の受信地域を一定の地域とするための符号をいう。)の使用区分は、次の表のとおりとする。

区 分	使用する地域符号
一 前条第一項の表の一項及び三の項に掲げる場合	地域共通符号、広域符号又は県域符号のうち必要と認めるもの
二 前条第一項の表の二の項に掲げる場合	広域符号又は県域符号のうち必要と認めるもの

注一 地域共通符号は、緊急警報信号の受信地域を地上基幹放送局の放送区域の全域とするための符号で、全国共通のものとする。

注二 (略)

注三 (略)

、自局であることを容易に識別することができる方法をもつて自局の呼出符号又は呼出名称に代えることができる。

(緊急警報信号の使用)

第三百三十八条の二 放送局は、次の表の上欄に掲げる場合において、災害の発生の予防又は被害の軽減に役立つようにするため必要があると認めるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる緊急警報信号を前置して放送することができる。

表 (同上)

- 2 放送局は、前項に規定する緊急警報信号を前置して放送したときは、速やかに終了信号を送らなければならない。
- 3 (同上)

(地域符号の使用区分)

第三百三十八条の三 (同上)

注一 地域共通符号は、緊急警報信号の受信地域を放送局の放送区域の全域とするための符号で、全国共通のものとする。

注二 (同上)

注三 (同上)

(試験電波の発射)

第三百三十九条 地上基幹放送局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によつて聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後でなければその電波を発射してはならない。

2 地上基幹放送局は、前項の電波を発射したときは、その電波の発射の直後及びその発射中十分ごとを標準として、試験電波である旨及び「こちらは(外国語を使用する場合は、これに相当する語)」を前置した自局の呼出符号又は呼出名称(テレビジョン放送を行う地上基幹放送局は、呼出符号又は呼出名称を表わす文字による視覚の手段をあわせて)を放送しなければならない。

3 地上基幹放送局が試験又は調整のために送信する音響又は映像は、当該試験又は調整のために必要な範囲内のものでなければならぬ。

4 地上基幹放送局において試験電波を発射するときは、第十四条第一項の規定にかかわらずレコード又は低周波発振器による音声出力によつてその電波を変調することができる。

(受信機の機能確認のための緊急警報信号の使用)

第三百三十九条の二 地上基幹放送局は、受信者が待受状態にある受信機の機能確認をすることができるようにするため必要があると認めるときは、第三百三十八条の二第三項の規定にかかわらず、試験信号として終了信号を送ることができる。

2 (略)

(混信の防止)

第二百六十二条 対地静止衛星(地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期

(試験電波の発射)

第三百三十九条 放送局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によつて聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後でなければその電波を発射してはならない。

2 放送局は、前項の電波を発射したときは、その電波の発射の直後及びその発射中十分ごとを標準として、試験電波である旨及び「こちらは(外国語を使用する場合は、これに相当する語)」を前置した自局の呼出符号又は呼出名称(テレビジョン放送を行う放送局は、呼出符号又は呼出名称を表わす文字による視覚の手段をあわせて)を放送しなければならない。

3 放送局が試験又は調整のために送信する音響又は映像は、当該試験又は調整のために必要な範囲内のものでなければならぬ。

4 放送局において試験電波を発射するときは、第十四条第一項の規定にかかわらずレコード又は低周波発振器による音声出力によつてその電波を変調することができる。

(受信機の機能確認のための緊急警報信号の使用)

第三百三十九条の二 放送局は、受信者が待受状態にある受信機の機能確認をすることができるようにするため必要があると認めるときは、第三百三十八条の二第三項の規定にかかわらず、試験信号として終了信号を送ることができる。

2 (同上)

(混信の防止)

第二百六十二条 対地静止衛星(地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期

で回転する人工衛星をいう。以下同じ。)に開設する人工衛星局以外の人工衛星局及び当該人工衛星局と通信を行う地球局は、その発射する電波が対地静止衛星に開設する人工衛星局と固定地点の地球局との間で行う無線通信又は対地静止衛星に開設する衛星基幹放送局の放送の受信に混信を与えるときは、当該混信を除去するために必要な措置を執らなければならない。

2・3 (略)

で回転する人工衛星をいう。以下同じ。)に開設する人工衛星局以外の人工衛星局及び当該人工衛星局と通信を行う地球局は、その発射する電波が対地静止衛星に開設する人工衛星局と固定地点の地球局との間で行う無線通信又は対地静止衛星に開設する衛星基幹放送局の放送の受信に混信を与えるときは、当該混信を除去するために必要な措置を執らなければならない。

2・3 (同上)